



一般社団法人 日本自動車部品工業会

団体リコール制度

E&Oオプション（業務過誤賠償責任保険）のご案内

業務過誤賠償責任保険普通保険約款、  
製造業務特約条項

## E&Oオプションの概要

団体リコール制度の基本補償では、生産物の回収費用・廃棄費用を補償範囲としており、リコール発生に伴う完成車メーカー等の経済損失は補償の対象外としております。完成車メーカー等への経済損失に係る賠償責任についての補償は、別途オプションとして設けております。

被保険者が生産物の製造または販売過程におけるリコール事故等により発生した完成車メーカー等の経済的損害※注について、被保険者に対し、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。※注：生産物の回収費用を除きます。

当該団体契約において、保険契約者は一般社団法人日本自動車部品工業会（以下、部工会）であり、加入者の範囲は、部工会の正会員企業とします。

生産物の 回収費用・廃棄費用	リコール保険
リコール保険発動に伴う 第三者の純粋経済損害に ついての賠償責任	E & O オプション

（リコール発動に伴う純粋経済損害例）  
完成車メーカーもしくは上位部品メーカーより、販売減小にともなう逸失利益に係る賠償請求 など

## お支払いの対象となる損害

損保ジャパンが業務過誤賠償責任保険普通保険約款の規定によりてん補する損害は、次に掲げるものを被保険者が負担することによって生じる損害にかぎりあります。

- 法律上の損害賠償金
- 争訟費用
- 求償権保全費用

## 対象となる事故

完成車メーカーが実施するリコール・改善対策・サービスキャンペーンの対応に伴って生じる、完成車メーカー等の経済的損害に係わる損害賠償請求が対象となります。

※各用語の定義は以下のとおりです。

<b>リコール</b>	リコールとは、同一の型式で一定範囲の自動車等またはタイヤ、チャイルドシートについて、道路運送車両の保安基準に適合していないまたは適合しなくなるおそれがある状態で、その原因が設計または製作過程にあると認められるときに、自動車メーカー等が、保安基準に適合させるために必要な改善措置を行うことをいいます。
<b>改善対策</b>	改善対策とは、リコール届出と異なり、道路運送車両の保安基準に規定はされていないが、不具合が発生した場合に安全の確保および環境の保全上看過できない状態であって、かつ、その原因が設計または製作過程にあると認められるときに、自動車メーカー等が、必要な改善措置を行うことをいいます。
<b>サービスキャンペーン</b>	サービスキャンペーンとは、リコール届出や改善対策届出に該当しないような不具合で、商品性・品質の改善措置を行うことをいいます。

(国土交通省ホームページ「自動車のリコール制度について」より)

## 保険金額

各加入者単位での保険金額（1事故・保険期間中限度額）は1億円、2億円、3億円で設定いただきます。

また、自己負担額・縮小てん補割合はお申し込み時に設定させていただきます。

## 保険金をお支払いできない主な場合

損保ジャパンは、以下の項目に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 被保険者の犯罪行為に起因する賠償責任
- ② 他人の身体の障害または精神的苦痛に起因する賠償責任
- ③ 生産物以外の財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害
- ④ 著作権、特許権、商標権等の知的財産権の侵害に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者自身の経済的損失
- ⑥ 被保険者の倒産、破綻その他経済的困窮に起因する賠償責任
- ⑦ 核物質に起因する賠償責任
- ⑧ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然事象
- ⑨ 外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体、個人またはこれらと連帯する者が、その主義・主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊的行為またはこれらの行為が発生するおそれに起因する賠償責任
- ⑪ 保険証券記載の遡及日より前に発生した事故に起因する賠償責任
- ⑫ 環境汚染に起因する賠償責任
- ⑬ 役員としての業務に起因する損害賠償請求
- ⑭ 助言、企画、コンサルティング、指導その他これらに類する業務に起因する賠償責任
- ⑮ 生産物の配送遅延または誤配に起因する賠償責任
- ⑯ 生産物または生産物が一体をなす財物の回収措置に要した費用に起因する賠償責任
- ⑰ 生産物の供給停止に起因する賠償責任
- ⑱ 生産物に係るあらゆる契約の維持、付保、獲得、保証、解除、消滅、失効、変更、更新、撤回、取消し、停止等の過誤に起因する賠償責任

## 契約概要

- 保険期間：2025年7月1日午後4時から1年間
- 保険契約者：一般社団法人日本自動車部品工業会
- 加入対象者：一般社団法人日本自動車部品工業会の正会員企業
- 被保険者：
  - ① 記名被保険者（一般社団法人日本自動車部品工業会の正会員企業）
  - ② 記名被保険者の役員および使用人。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月受付をしています。

## 保険料のお見積り・ご加入方法

### ① 質問書兼告知書をご加入企業様に記載いただきます。

- (注1) 上記質問書兼告知書には、ご加入企業様のご署名・ご捺印が必要となります。
- (注2) 告知内容によっては、別途、追加で確認をさせていただくこともございます。
- (注3) 必要に応じて、製品のパンフレットなどをご提出いただく場合がございます。

### ② 株式会社自動車部品会館飯島より、本制度の保険内容ならびに加入手続きをご説明します。

- (注) 告知内容によっては、お引受けをお断りする場合や保険条件の制限を行うこともございますので、あらかじめご了承ください。

### ③ 損保ジャパンにて、保険料のお見積りをします。

### ④ 保険条件の確認とご加入手続きを行います。

## ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客様の保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合に、かぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について  
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客様がご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。

（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における保険料算出基礎数字により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、最近の会計年度の保険料算出基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

### ■個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## ご加入にあたってのご注意

### ●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

(1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。  
(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者  
（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
- ⑤過去の事故の有無

### ●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) 重大事由による解除等  
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

## 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
  - <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
  - <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
  - <3> 損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

(2) 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、委任状 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、操業状況等報告書 等
③	損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	売上高等営業状況を示す帳簿、決算資料、支出を免れた経常費の内訳資料、修理工程表、修理見積書、領収書、写真 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登記事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
  - ① 公的機関による捜査や調査結果の照会 ② 専門機関による鑑定結果の照会
  - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④ 日本国外での調査 ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ● 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

**0120-727-110**

<受付時間>

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

### ● 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

#### 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808(通話料有料)

受付時間 平日：午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

## 問い合わせ先

引受保険会社  
 損害保険ジャパン株式会社  
 モビリティ第一部営業第一課 部工会事務局  
 Mail: 10\_Sj-japia@sompo-japan.co.jp  
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
 TEL: 03-3349-3297  
 FAX: 03-3349-4861  
 <受付時間> 平日：午前9時から午後5時まで  
 (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

取扱代理店  
 株式会社自動車部品会館 担当：飯島・千葉  
 Mail: ijijima@japia.or.jp  
 chiba@japia.or.jp  
 〒108-0074 東京都港区高輪1-16-15  
 TEL: 03-5422-6351  
 FAX: 03-3447-5372  
 <受付時間> 平日：午前9時から午後5時まで  
 (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)